

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益社団法人 鹿児島県畜産協会（以下「この法人」という。）の定款第 29 条第 3 項の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者であり、専務理事及び常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 13 号に基づき支給する報酬、福利共済金その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分する。
- (5) 費用とは、この法人が負担する福利厚生費及び職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）等をいう。報酬等とは明確に区分する。

(報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。
2. 常勤役員の報酬等は年額とし、非常勤役員の報酬等は原則無給とするが、理事会等への出席者には別に定める旅費規程に基づき日当として 4,500 円を支給できる。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 この法人の常勤役員の報酬等年額は、総会において決議した金額の範囲内とし、会長は理事会の承認を得て、その総額の範囲内で一人当たり 6,500 千円を上限に常勤役員に配分するものとする。

(報酬等の支給日)

第 5 条 報酬等は、年間報酬等の額を月額に按分し、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 7 条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 8 条 この法人は、認定法第 20 条第 2 項に定める報酬等の支給の基準として、この規程を公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、総会において承認を受けた当該年度から施行する。

(承認日：平成 23 年 3 月 29 日 第 2 回定時総会)

附 則

この規程は、公益社団法人 鹿児島県畜産協会として登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から実施する。

附 則

この規程の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(参考)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(公益認定の基準)

第 5 条第 13 号 その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

(報酬等)

第 20 条 公益法人は、第 5 条第 13 号に規定する報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

2. 公益法人は、前項の報酬等の支給の基準を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。